

戦後日本における論理学論争（上）

牧 野 廣 義

はじめに

1. 50年代論理学論争の概要
2. ソ連での討論の紹介と問題提起
3. 形式論理学の客観的根拠および形式論理学と弁証法との関連をめぐる（以上、本号）
4. 弁証法的矛盾と矛盾律をめぐる（次号予定）

はじめに

1950年代の初めにソ連や東ドイツで行われた論理学討論が、その直後に日本にも紹介された。これをきっかけとして日本でも50年代に形式論理学と弁証法に関する論争が、マルクス主義、分析哲学、プラグマティズムの哲学者・論理学者たちの間で展開された。

日本では戦前からマルクス主義や西田・田辺哲学などを含めて、弁証法についての研究にはかなりの蓄積があり、また戦後からは記号論理学（数学的論理学）を含めた形式論理学の研究も進められ、アメリカのプラグマティズム論理学の紹介もなされつつあった。ちょうどこうした50年代に、ソ連や東独での討論が紹介され、また雑誌『思想』（岩波書店）が立場の異なる哲学者にかっこうの討論の場所を提供したこともあって、かなり密度が濃く水準の高い論争が展開された。そして論争への参加者による独自の業績も多く生み出された。

しかし、当時論じられた問題点の多くは未解決のままに残ってしまい、十分な合意には達していない。そして1970年代以降、雑誌『唯物論』（汐文社）や各地方の研究会の機関誌上などを中心に展開されてきたいわゆる矛盾論争は、その出発点からいっても内容からいっても、50年代論理学論争の継続という性格をもっている。

私もこの矛盾論争に関連して数本の論文を発表してきたが、矛盾論争におい

てどのような立場を取るかは、50年代論理学論争をどのように総括しているかということと密接に関連していると思われる。

本稿は、70年代以降今日に至る矛盾論争における私の問題意識にもとづいて、50年代論理学論争について一定の総括を行うことを目的としている。しかし、以下に紹介するように、この論争自体が多様な論者によって多くの論点が提出され展開されたものであり、ここでその全体についてすべて論じることにはできない。そこで、以下ではまず50年代の論争に関連する文献を列挙し、そこでの主要な論点を四点にまとめたうえで、特に70年代以降の論争に直接関連すると思われる大きな論点二つに絞って論じてゆくことにしたい。⁽¹⁾

1. 50年代論理学論争の概要

この論争に関連する主な論文は次のとおりである。

- (1) 粟田賢三「形式論理学と弁証法——ソ同盟における討論について——」(『思想』1952年第8号)
- (2) 岩崎允胤「形式論理学と弁証法」(『北大季刊』1953年12月、『現代の論理学』弘文堂、1961年、所収)
- (3) 上山春平「哲学の力」(『思想』1954年第5号)
- (4) 岩崎允胤「数学的論理学批判——トゥガリノフ=マイストロフおよびヤノフスカヤの論文をめぐって——」(『思想』1954年第7号、前掲書所収)
- (5) 務台理作「形式論理学と弁証法」(『思想』1954年第10号)
- (6) 市井三郎「弁証法と記号論理学との対決」上・下(『思想』1954年第12号、1955年第1号)
- (7) 岩崎允胤「市井氏の『弁証法と記号論理学との対決』にたいする疑問」(『唯物論』1955年5月)
- (8) 近藤洋逸「論理学をめぐる諸問題」(『思想』1955年第6号)
- (9) 岩崎允胤「弁証法の『近代的』歪曲」(『国民の科学』1955年8月、前掲書所収)
- (10) 上山春平「弁証法と形式論理学の関係」(『国民の科学』1955年11・12月合併号、『弁証法の系譜』未来社、1963年、所収)

戦後日本における論理学論争（上）（牧野）

- (1) 松村一人「『矛盾律』と弁証法的矛盾——反省と答え——」（『思想』1956年 第7号）
- (2) 近藤洋逸「形式論理学と唯物論——バッセングの見解をめぐって——」（『思想』1956年 第7号）
- (3) 武谷三男「哲学は有効性を取戻したか——マルクス主義哲学者への批判と忠告——」（『思想』1956年 第8号）
- (4) 中村秀吉「形式論理学の対象と弁証法」（『思想』1957年 第7号、『論理実証主義とマルクス主義』青木書店、1961年、および『科学論の基礎』青木書店、1970年、所収）
- (5) 石本 新「形式論理学からみた弁証法的論理学」（『思想』1957年 第7号）
- (6) 篠崎 武「論理法則の意義について——ソヴェトの総括論文批判——」（『思想』1957年 第7号）
- (7) 松村一人「現実的矛盾について——唯物弁証法における矛盾の概念についての再論——」（『思想』1957年 第8号、『ヘーゲルの論理学』勁草書房、1959年、所収）
- (8) 田辺振太郎「形式論理学と弁証法的論理学ならびに認識論との関係について」（『思想』1957年 第11号、『弁証法的論理学の研究』三一書房、1958年、所収）

また、この論争に直接関連する著書、ないしこの論争に参加した論者によって出版され、この論争にもある程度関連する著書には次のものがある。

- (I) 篠崎 武『弁証法論理学序説』泉文堂、1957年
- (II) 寺沢恒信『弁証法的論理学試論』大月書店、1957年
- (III) 中村秀吉『論理学』青木書店、1958年
- (IV) 田辺振太郎『唯物論的弁証法の研究』三一書房、1958年
- (V) 大井 正『現代の唯物論思想』青木書店、1959年
- (VI) 岩崎允胤『現代の論理学』弘文堂、1961年
- (VII) 中村秀吉『論理実証主義とマルクス主義』青木書店、1961年
- (VIII) 上山春平『弁証法の系譜——マルクス主義とプラグマティズム——』未来社、1963年

(IX) 近藤洋逸・好並好司『論理学概論』岩波書店、1963年

なお、ソ連での討論をまとめて独訳したもので日本での論争でもよく利用されたもの、東独での討論の記録、さらにそれらの邦訳として次のものがある。

(A) Über formale Logik und Dialektik—Diskussionsbeiträge, Berlin, 1954.

(B) ソ同盟科学アカデミー哲学研究所機関誌『哲学の諸問題』編集部「論理学の諸問題の討議の総括によせて」（ヴィノグラードフ、クジミン『論理学入門』西牟田久雄、野村良雄訳、青木文庫、1955年、所収）

(C) Protokoll der philosophischen Konferenz über Fragen der Logik am 17. und 18. Nov. 1951 in Jena, 1953.

(D) 相原文夫、古田 光編訳『形式論理と弁証法』三一書房、1955年

（本稿で以上の文献から引用する場合、著者の姓、上の文献の番号ないし記号、ページ数のみを示す。なお、引用は特に断わらない限り初出論文等から行い、ページ数は初出論文等を掲載した雑誌等のものを示す。）

この論争は、それまでマルクス主義において形式論理学が反弁証法という意味での形而上学と同一視されていた誤りなどを克服する過程でのソ連や東独での討論の紹介がきっかけになっており、その点で、形式論理学と弁証法との関係などをどうとらえるかをめぐって集中的な議論が行われることになったのである。

この論争では、主要には次の四点が問題にされた。

第一は、形式論理学と弁証法との関係をとらえるにあたって、まず形式論理学の性格をどうとらえるか、とりわけ、形式論理学の客観的根拠は何かという問題である。ソ連での討論を紹介した粟田賢三氏は、特に、形式論理学は客観的現実の相対的固定性の反映であるとするソ連での議論に疑問を提出した。このソ連での議論に対する批判が近藤洋逸氏や篠崎武氏らからも提出されるとともに、中村秀吉氏や田辺振太郎氏らも含めて、形式論理学の対象をどうとらえ、その客観的根拠をどうとらえるのか、形式論理学と弁証法との関係をどう

とらえるのか、をめぐって論争が展開された。しかし他方で、大井正氏らによって日本でのこの一連の議論が唯物論の反映論を否定するものとして批判されてもいるように、論争は十分結着がついたとはいいがたい仕方であつた。

第二は、弁証法的矛盾は形式論理学の矛盾律を破るものかどうかという問題である。この論点も粟田賢三氏によって提起され、市井三郎氏、近藤洋逸氏、松村一人氏、武谷三男氏、田辺振太郎氏らの間で論争された。ここでは弁証法的矛盾をどうとらえるか、ヘーゲルやエンゲルスが定式化した運動における矛盾や、資本主義の基本矛盾などはアリストテレスの矛盾律を破るものかどうか、などをめぐって議論が展開された。しかしこの問題は、この論争で発表された松村一人氏の論文が後に見田石介氏によって批判され、そこから70年代以降の矛盾論争が展開されたように、今日まで引き続き議論されている論争点である。

第三は、記号論理学（数学論理学）を形式論理学の発展形態として位置づけることができるかなど、記号論理学への哲学的評価にかかわる問題である。ソ連での討論では、トゥガリノフ、マイストロフらによって数学的論理学は数学の一分科であり、これを真正の論理学と考えることは観念論的誤謬であるという見解が主張され、これが岩崎允胤氏によって日本に紹介された。岩崎氏もソ連での議論に対しては、いくつかの検討課題を指摘していたが、トゥガリノフ、マイストロフらの主張に対して市井三郎氏が反論し、近藤洋逸氏、中村秀吉氏らもこの問題に関連した発言をしている。

しかしこの問題について、東独では50年代初めの討論でG・クラウスによって、数学的論理学は形式論理学の高度に発展した形態であるという主張がなされており、それがある程度承認されていた（上の文献(C)、(D)を参照）。またソ連でも60年代以降、タヴァネッツらによって伝統的論理学から数学的論理学への発展が、「形式的導出」の研究としての形式論理学の発展としてとらえられ、形式論理学における哲学的問題がより深く研究されているが、こうした状況も岩崎允胤氏らによって日本に紹介されるとともに、形式論理学と弁証法との関係についてより立ち入った研究が進められている²⁾。

第四は、形式論理学と弁証法とをプラグマティズムによって統合しようとする

る試みと、これに対する批判である。上山春平氏や市井三郎氏は、パースの探求の論理にもとづいて、abduction（仮説形成）—deduction（演繹）—induction（帰納）の中に形式論理学と弁証法とを位置づける仕方で両者の統合をはかろうとした。これに対して岩崎允胤氏は、上山氏らの議論はマルクス主義の認識論を歪め、また客観的実在の矛盾による発展を追求する論理である弁証法を歪曲するものであるとして批判した。実際、その後、上山氏らによってヘーゲルやマルクスの弁証法が相当平板化され単純化された仕方で語られたり、パースの論理学が紹介されたりすることはあっても、プラグマティズムによって形式論理学と弁証法とを統合する論理学がいかなるものであるかは、なんら具体的に示されることなく今日に至っているのである（岩崎（VI）、上山（VIII）参照）。

以上、四つの論点のうち、特に第一および第二の論点が70年代以降の矛盾論争に引き継がれていったこともあり、本稿ではこれらを中心に取りあげることにした。以下では、まず栗田賢三氏によるソ連での討論の紹介と問題提起を見た後、上の二つの論点に関わる各論者の議論を少し詳しく取りあげて、検討してゆきたいと思う。

2. ソ連での討論の紹介と問題提起

(1) ソ連での討論の紹介

栗田賢三氏は「形式論理学と弁証法——ソ同盟における討論について——」という論文で、まずソ連での討論の経過を次のように紹介している。

1950年6月の『プラウダ』紙上にスターリンの言語学に関する論文が発表されてから数か月後、ソ同盟の哲学雑誌『哲学の諸問題』1950年第2号は、形式論理学と弁証法との関係を明らかにするための討論をその誌上に発表しはじめた。それ以前のソヴェトの哲学界においては形式論理を形而上学的思考方法（反弁証法という意味で）と同一視する考え方が広く行われていたばかりでなく、形式論理学の研究対象となっている思考法則や思考形式は上部構造に属する階級的なもので、階級敵の武器だとも考えられていた。そこから形式論理学

を弁証法化し、形式論理学と弁証法とを分かちがたく融合させた単一の新しいソヴェト論理学を樹立すべきだという主張などもなされてきた。

スターリンの言語学に関する論文は、マール派の言語の階級性の理論に批判を加え、言語が上部構造に属するものではなく、あらゆる階級の要求をみたすために、一つの社会の全成員にとって共通な全国民の言語として、長い間に生みだされてきたものであることを指摘した。またそれは言語と人間の思考活動とが密接に関係をもつこと、さらに文法が特殊的具体なものを捨象した形式的な規定や法則であること、などを指摘した。スターリンのこの言語論は形式論理学の問題にもすぐさま反映して、『哲学の諸問題』誌が論理学に関する討論を開始したのである。

こうして1950年から51年にかけて『哲学の諸問題』誌上に多くの論文が発表されるとともに、モスクワ大学の哲学部および論理学講座の主催で「形式論理学と弁証法との相互関係」というテーマでの討論会なども組織された。そして『哲学の諸問題』1951年第6号には、同誌編集部による総括論文「論理学の諸問題についての討議の決算」が発表された。

粟田氏はさらに、この論理学討論の内容を次のように紹介している。

スターリンの言語学論文以後、形式論理学の階級性を主張する論者はいなくなったが、しかし単一な弁証法化された論理学の主張者は依然として論陣をばっていた。しかしこのような主張も批判された。

討論の結果、形式論理学が研究する思考の論理的な形式、法則については大體次の諸点が一致して結論された。

(a) 思考と密接に結びついている言語が土台の上になつ上部構造でないのと同様に、思考の論理的な形式、法則も上部構造ではない。

(b) 思考の形式および法則は階級的性格をもつものではなくて、全人類的性格のものである。思考の形式と法則とは同一な客観的現実の反映であり、幾十億回となく繰り返された人間の実践的活動の成果である。

(以下、(c)、(d)は省略)

粟田氏はこれらは「きわめて当然な結論」であるとし、うえて、形式論理学と弁証法および形而上学的思考方法との関係の問題について、ソ連の討論での

対立点も紹介しながら、しかしこの問題が「討論の決算」において次のように結着させられたことを紹介している。

まず、形式論理学は「正しい思考の初等的な法則と形式とについての科学であり、われわれの思考が確実な、連関のある、整合的な、論証力のある、矛盾におちいらぬものであるためには、概念、判断、推理をどのように用いなければならぬか、という初等的な規則の集成」であって、「対象の完全な認識のためには不十分であるが、しかし無条件的に必要なものであって、形式論理学を絶対化して、それを唯一可能なものと認めないかぎり、決して形而上学ではない」と規定されている。

それに対して、弁証法的論理学は、マルクス主義の弁証法および認識論と一致するものであって、「思考の外的形式についての学説ではなく、世界と世界認識との全具体的内容……の発展法則についての学説、世界認識の歴史の決算、総計、結論」(レーニン)であることが確認された。それは思考の法則、形式にも現実の法則の研究にも適用されるものであって、思考の法則や形式が客観的世界の法則の反映にほかならぬことを示すことによって、思考の法則と客観的世界の法則との有機的連関を明らかにするものである。

また「討論の決算」は、「弁証法的論理学は形式論理学にくらべれば、思考の発展における質的に新しい、より高次の段階である。その形式論理学に対する関係は、エンゲルスの深刻な比較によれば、高等数学の初等数学に対する関係に類するものである」と規定されている(以上、栗田(1)、98~103頁)。

栗田氏はおおむねこのような紹介を行ったうえで、次に以下のような二点の問題提起を行っている。

(2) 形式論理学の唯物論的基礎の解明

まず第一は、形式論理学と形而上学的思考方法との区別にかかわって、形式論理学の唯物論的基礎をどうとらえるか、という問題である。

栗田氏は次のように言う。

「形式論理学と形而上学的思考方法とを区別しようとする試みは、これまで唯物論哲学に存在していた混乱に終止符をうつものであって、ソヴェトの形式

論理学論争の一つの収穫であるといつてよい。しかしその区別の根拠が十分明瞭になったとはいえないのではなからうか。……彼ら〔チェルケソフら〕は形式論理学は現実の一面的反映であつて、それを絶対化して普遍的な現実認識の方法にしてしまわないかぎり、形而上学と区別されるという。けれども、エンゲルスのように、『形而上学的な考え方も、対象の性質に応じてそれぞれの範囲をもつところの、かなり広い諸領域において正当な権限をもつばかりでなく、また必要でさえある』のならば、こういう限局された範囲内では形式論理との区別は困難になる。……形式論理学の法則が現実の一面的反映だという点、つまり形式論理の唯物論的基礎を強調するにとどまらつて、その反映の仕方についての分析が不十分なために、形而上学との区別が曖昧になっているのである」（粟田(1)、104頁、角弧内は引用者の補足—以下同様）。

このことと関連して、形式論理学の同一律の根拠づけについて、次のような問題点が指摘されている。

「例えばチェルケソフはいう。『同一律は考察に用いられている所与の概念の同一性をまもることを要求する。しかし、現実においても所与の対象は一定の期間その質的規定性を維持する。同一律は現実におけるこの側面、とくにその質的規定性および相対的固定性を反映する』と。同一律がかような物質的基礎をもつことは確かであろうが、それと形式論理における同一律の要求、すなわち一定の論議や考察の範囲、論理学者のいわゆる universe of discourse においては、あくまでも概念の意味内容の変更をゆるさぬという要求とのあいだには少し距離がある」（同上）。

この点は次のようにも述べられている。

「元来、形式論理学にとっては、ある認識段階において意味内容の固定された概念からなる判断のあいだに、なんら現実の分析を媒介とせず、判断の形式そのものから見て、どのような合理的連関があるか、ということが問題なのであるから、判断の主語や客語の内容の同一性が保持されないかぎり、一切の論理的操作が不可能になる。だからかような論理の宇宙においては概念の意味内容は完全な固定性をもつ。客観的現実の相対的固定性の反映であるにしても、ひとたび概念という媒体からなる形式論理の世界に投影されたものは凝固

した不動のものとなる」(同上、105頁)。

ここから粟田氏は次のように指摘する。

「形式論理学の唯物論的基礎の解明のためには、チェルケソフのように、反映の関係を素朴に指摘するだけではたりない。……レーニン¹は人類の認識の歴史の研究を指示しているのであって、さまざまな面から人類の認識史を人間実践の歴史と結びつけて研究することによってのみ、唯物論的基礎づけができるのである」(同上)。

以上のように粟田氏は、形式論理学を唯物論的に基礎づけるにあたって、形式論理学の独自の性格を明確にすること、およびそれが、対象を固定してバラバラに切り離す形而上学的思考方法といかに区別されるかを明確にすることの必要性を指摘しているのである。

(3) 弁証法的矛盾と矛盾律

粟田氏の問題提起の第二は、弁証法的矛盾と矛盾律との関係の問題である。粟田氏は、弁証法を駆使する考察の場合でも、演繹的な思考において形式論理学の法則が効力をもつことは明らかだとして、ソ同盟共産党第16回大会におけるスターリンの報告から、次のような例をあげている。

「……国家権力の死滅のための諸条件を準備する目的をもって国家権力を最高度に発展させること——これがマルクス主義的定式である。これは《矛盾しているか。》しかし《矛盾している。》しかしこの矛盾は生きたものであり、それはマルクスの弁証法を完全に反映している」(同上、106頁)。

この矛盾について粟田氏は次のように言う。

「この矛盾は形式論理の原則をやぶるものだろうか。そうではない。ここでは国家権力の将来における死滅を準備するために、現在の国家権力を強化し、階級敵の反抗をうち砕き、国家権力の基礎をなす階級の消滅を準備することをいっているのであって、アリストテレスが『形而上学』のなかで、思考の最高の原理として掲げたところの『同じことが同じものに同一の関係において属すると同時に属しないことはできない』という命題に少しも違反していないことが分かる」(同上、傍点は原文—以下同様)。

ここでのスターリンの報告の内容については、今日では国家権力の強化と称しながら、彼の独裁体制の強化をはかったという政治的内実への批判だけではなく、それを弁証法的矛盾という言葉を使って合理化しているという論理上の批判も必要であろう。またアリストテレスの『形而上学』での矛盾律の定式は、まずなによりも存在の公理として主張されていたことも指摘しなければならない。しかし、これらにかかわる問題はここでは問わないことにする。

ともかく、栗田氏は上の場合の弁証法的矛盾は矛盾律に反しないととらえる。しかし同時に、エンゲルスの『反デューリング論』で述べられている次のような運動における矛盾の例をあげて、この場合はどうかと問う。

「運動そのものが一つの矛盾である。すでに単純な場所の移動ですら、一つの物体が同一の瞬間にある場所にありながら同時に他の場所にあること、すなわち同一の場所にあるとともにそこにはないということがなければ、行われえない」。

栗田氏はこの例について次のように問う。

「これは客観的現実の分析から見出されてくる矛盾であって、頭で考えた任意の相互に矛盾する命題とは根本的にちがうものであるが、他方からみればアリストテレスの原理にそむいていないとはいえない。……こういう問題において形式論理は限界に衝突するのであろうか。またスターリンの定式も、それをもっと掘りさげると、かような矛盾の核にぶつかるのであろうか」(同上)。

そして栗田氏は最後に「これらの問いに答えるためには、さまざまな弁証法的矛盾の実例について分析を加え、その論理的性質をもっと究明しなければならないであろう」(同上)と結んでいる。

以上のように栗田氏は、ソ連での討論についてゆきとどいた紹介を行うとともに、ソ連の討論では残されたままになっていた二つの重要な論理学上の問題を提起したのである。あわせて、先にも触れたように、岩崎允胤氏がソ連での討論における数学的論理学への批判を紹介したこと、またソ連での討論が独訳されて編集出版されたこともあいまって、日本での50年代における論理学論争が始まったのである。

3. 形式論理学の客観的根拠および形式論理学と弁証法との 関連をめぐって

(1) ソ連の総括論文への批判の展開

粟田氏が提起した第一の問題提起に対して、多くの論者からの反応があった。

市井三郎氏は「弁証法と記号論理学との対決」という論文において、ソ連での記号論理学(数学的論理学)批判に反論するとともに、弁証法的矛盾と矛盾律の問題にも触れ、さらに、パースを参考にしつつ科学的認識の四局面(問題意識、予想、演繹推理、事実との照応)を指摘し、このなかでの弁証法と記号論理学との統一的把握を提起している。

ここでは当面の問題に限ってみると、市井氏はこの論文で、形式論理学の客観的根拠についての再検討よりは、ソ連での討論において形式論理学が「現実の不断の変化における相対的に定常的な面」を反映するところの、「初等的」で「もっとも簡単」な論理学だとされている、この後半の議論に反論している。市井氏は生物進化などを例にとって、生物体を支配しつづけてきた物理・化学法則そのものは数千万年の変化の過程で「定常的な」不変のものではないかと問う。そして物理学や化学はこれらの定常的なものを反映しているのであり、「客観的現実の不断の変化における定常的なもの」はけっして必然的に初歩的で簡単であるわけではなく、それは宇宙のさまざまな現実において、不断の変化と等しく重要な一契機をなしている、という。そして論理学に関してもまさに同じことが言えるのであって、「現実の定常的な面を反映する形式論理学も、けっして必然的に初等的で簡単であるわけではない。……エンゲルスの云った比喩、すなわち『高等数学の初等数学に対する関係』は、形式論理学では、記号論理学とアリストテレス的論理学との関係にこそ、当てはまるものである」(市井(6)、上、72頁)と主張している。

市井氏はこのように、形式論理学が客観的現実の定常的側面の反映であることは、物理学や化学がそれぞれ現実の定常的な側面である物理・化学法則を反

映することと同様だとしている。しかももちろん、形式論理学は物理・化学法則のような現実の具体的な法則を直接対象とするものではない。ではいったい形式論理学において、それが反映するところの、物理・化学法則に相応するような現実の定常的側面とは何であろうか。市井氏の議論ではこの点が不明確であると言わなければならない。

ソ連の総括論文では、形式論理学は、文字どおり現実が相対的・一時的には変化しないという意味での相対的固定性を反映するとされていたのであり、そこには栗田氏が指摘したような問題点が含まれていたのである。

この問題は、引き続いて近藤洋逸氏によって検討されることになる。

近藤洋逸氏は、「論理学をめぐる諸問題」(以下では近藤氏の「第一論文」と呼ぶ)において、栗田氏や岩崎氏が提起した諸問題について真正面から議論している。そのうちで、形式論理学の客観的根拠や形式論理学と弁証法との関係の問題について、近藤氏は次のように論じている。

まず、栗田氏も指摘したように、「対象の質の相対的固定性、その相対的な同一性と、同一律の要求する同一性、すなわち一定の思考の場面では概念の内容の変更を許さぬとする絶対的な同一性とは、厳格に区別せねばならない」(近藤(8)、40～41頁)。そして近藤氏は、形式論理学の性格を次のようにとらえている。すなわち、ちょうど数学や科学の定理や法則の証明にみられるように、「与えられた概念の内容を条件として、その概念が示す対象のなから、そこに隠れている新しい内容をつぎつぎに引きだしてくる推理は、決して初等的ではなく高度に複雑な思考の活動であって、この活動を統御するのが形式論理学の諸法則である」(同上、41～42頁)。しかも、このような「概念のあいだの合理的連関は、対象のもつ諸側面のあいだの必然的連関を反映する。そうした連関のなかに、形式論理学の法則やこれにしたがう思考の精密な対象的物質的基礎があるといえよう」(同上、41頁)とされる。

ここから近藤氏は形式論理学の客観的根拠について次のようにとらえる。

「概念の構成にとっては、対象が時間において相対的な質的安定性をもつことが必要ではなく、むしろそれぞれの種類の対象がそれぞれ一定の仕方の量的あるいは質的变化をとげることが必要なのである。そうして形式論理学

の同一律や矛盾律などの法則の妥当性は、究極的にはその事情に根ざしているが、またそれら対象の諸側面や諸対象のあいだに必然的連関があるということ、ゆえにまたそれを反映する諸概念や諸法則のあいだに合理的連関があるということに、直接的でしかも厳格な基礎をもっているのである。かようにしていわゆる思考論理学が形式論理学の諸法則に要求する厳密な妥当性を、反映論の立場から説明できる」（同上）。

つまり近藤氏は、形式論理学の同一律や矛盾律などの諸法則の客観的根拠は、究極的には、諸対象のあいだの必然的連関や対象の変化における法則性にあり、かつ直接的かつ厳密には、これらを反映する諸概念や諸法則に合理的連関があることだとしているのである。

これは、形式論理学の客観的根拠について、ソ連の総括論文等よりも一歩立ち入った議論である。しかしながら、この近藤氏の主張に対して次のような疑問が生じる。第一に、形式論理学の諸法則は、実在の偶然的で表面的な現象だけを論じる場合にも、また実在の必然的で法則的な本質を論じる場合にも同じように使用されるものである。したがってそれは、近藤氏が言うような実在の法則性のみには必ずしも対応しないのではないだろうか。たとえば、近藤があげている水の沸騰の例では、それが現象のレベルでのみとらえられて、その規則性や法則性がわからなかったとしても、「水」や「沸騰」という現象についての概念を形成し、「水の沸騰」についての現象のレベルでの判断や推理を行うことは可能ではないだろうか。その点で、形式論理学の客観的根拠を究極的にであれ、対象の法則性一般に求める主張には説得力が欠けるように思われる。

第二に、近藤氏は、形式論理学の直接的で厳密な基礎を、対象を反映する思考の側の諸概念や諸法則における合理的連関に見ている。つまり、ここでは科学の法則については、それらは直接に対象を反映するとする反映論が取られているが、しかし形式論理学の法則については、それが現実のなんらかの諸性質や構造を直接反映しているのではなく、その反映性はより間接的なものとしてとらえられていることになる。この点は、近藤氏の第二論文における「論理反映説」批判へと結びついてゆくと思われるが、この問題点については後で検討

したいと思う。

では、近藤氏は形式論理学と弁証法との関係をどのようにとらえているのであろうか。近藤氏は次のように述べている。

「形式論理にしたがう思考でも物質の変化を反映する概念を、『沸騰している水』とか『変換している元素』とかいった概念を作って、操作できるのであるから、静止の論理が形式論理で、運動の論理が弁証法の論理だという定式でもって、関連を片づけることはできない」（同上、43頁）。そうではなくて、「AがBに変化するという現象をただそのものとしてみたり、あるいは外的要因の作用のためにAがこわされてBになったとするのが形式論理的思考であり、それに対して、AがBへと変化していくメカニズム、AをBへと動かす内部の対立矛盾をとらえるのが弁証法的思考である」（同上）。

このように近藤氏は、形式論理学と弁証法との関係は、前者が現象を単に記述したり現象の変化を外的要因によって機械論的に説明するものにとどまるのに対して、後者が変化や運動の内的メカニズムや内的原動力としての対立矛盾をとらえることにある、としている。しかしこれでは、形式論理学が再び機械論的な一種の形而上学的思考と同一視されてしまうことになりはしないであろうか。むしろ、先に近藤氏が明らかにした形式論理学の性格からいっても、それは対象の静止や運動のいかにかわからず、与えられた概念や命題から別の概念や命題を形式的に導き出す操作についての科学としてとらえるべきではないだろうか。この問題は、さらに他の論者によっても議論されてゆくことになる。

ところで、近藤氏は、以上の第一論文の約一年後に、「形式論理学と唯物論——バッセンゲの見解をめぐって——」（以下、「第二論文」と呼ぶ）を発表している。この論文は、副題にもあるように、東独のバッセンゲの見解を取りあげながら、形式論理学の性格について改めて論じたものである。

バッセンゲの見解とは、形式論理学の法則や判断、推理の諸形態は、「対象の構造の反映ではなく、対象の反映の構造」であり、「実在の反映をうるための手段ではあるが、反映そのものではない」（近藤(8)、34頁）として、論理法則は存在を反映するための構造ないし手段としてのアプリアリ性をもつ、と主張するものである。

近藤氏は、この見解に全面的に賛成しているわけではなく、「バッセングの大胆な主張は、おそらく今後はげしい論難をひき起すことだろう」(同上、36頁)とも述べている。

しかし近藤氏はこの第二論文において、第一論文から重要な転換を行っている。それは、「形式論理学の法則や形式が、相対的に静止したものの法則や形式の反映である」とするソ連の総括論文の説を「論理反映説」と呼んで、先のバッセングの主張は、この「論理反映説」に対する徹底した精密な批判であるとして紹介している点である。近藤氏は、すでに見たように、第一論文ではあくまでも反映論の立場から、形式論理学の諸法則は究極的には対象の必然的連関や変化の法則性に根拠づけられている、としていた。ところが、この第二論文では、ソ連における総括論文の立場を「論理反映説」と呼び、これを批判することによって、論理法則を客観的実在の反映であるにとらえることそのものに対して否定的な態度を取ることになっているのである。

しかも、この「論理反映説」ということばは他の論者にも引きつがれてゆき、ソ連の総括論文等への批判が、そのまま論理法則を実在の反映にとらえる広義の「論理反映説」に対する否定ともなってしまった。その結果、形式論理学の客観的根拠を明らかにするうえで、反映論を貫く視点が弱められてゆくことになってしまったのである。

近藤氏の第二論文におけるこのような「論理反映説」批判は、篠崎武氏にも引き継がれてゆく。

篠崎武氏は「論理法則の意義について——ソヴェトの総括論文批判——」および『弁証法論理学序説』において、「論理反映説」への批判を行っている。

篠崎氏はその論文において、まず、論理法則が「客観的現実の相対的不変性の反映であることと、思惟の無矛盾性という要求をもつこととの間には、思惟の無矛盾性という要求が絶対的なものである限り、解くことのできない矛盾が存在する」(篠崎(6)、77頁)ことは、我が国においても既に二、三の論者によって指摘され、問題とされてきた、と述べて、この矛盾の解決は「論理的認識」という段階における反映の構造の分析によってはじめて可能になるとする。そして、論理的認識においては、「認識の真理性の問題」、つまりその認識

の成果が客観的現実と合致しているかどうかの問題と、「思惟形式の正当性の問題」、つまり思惟諸形式の使用、操作が首尾一貫しているかどうかの問題とを区別し、形式論理学の論理法則は、後者の思惟の正当性を保証する法則であるととらえる(同上、78～79頁)。そして「概念や判断の同一性、規定性、無矛盾性の要求が、同一律や矛盾律の論理法則として確立されなければならない根拠」(同上、81頁)なのである、としている。

また、篠崎氏は形式論理学と弁証法論理学との関係を論じ、その際、ソ連の総括論文が「日常的常識的な認識には形式論理学、科学的認識には弁証法論理学というふたつの論理学」をもつとして、両者をいわば現象と本質との関係にふりわけていることに反対する。そして、「形式論理学はけっして、いわば現象面についての思惟の科学ではなく、論理的認識という特殊な一段階にのみ見いだされる問題——思惟形式操作についての諸法則や諸規則はいったい何かという問題——を研究する科学ないし学なのであり、我々によってそれは『思惟形式操作論』と考えられ、全体としての認識論、ないし論理的認識の方法論のなかに含まれ、そのモメントとして特殊な位置を占めるものなのである」(同上、82～83頁)としている。

篠崎氏はその著書『弁証法論理学序説』においても、ほぼ同様の主張を行っている。この著書では、ソ連および東独での討論の結論において、形式論理学と弁証法論理学との関係を初等数学と高等数学との関係になぞられる、いわゆる「初等—高等」論と、形式論理学の法則は客観的实在の相対的な不変性、同一性の反映であると考え、いわゆる「論理反映説」がうちだされたとして、特に後者への批判が展開されている。篠崎氏は「論理反映説」の問題点を次の三点にまとめている。

- I 形式論理学と形而上学的思惟との区別が明瞭でなくなること。
- II 同一律や矛盾律がとくに演繹推理の過程で要求する、概念や判断の同一性と無矛盾性とは極めて厳格なものであって、相対的な同一性といったような可変的なものではないこと。
- III 形式論理学は現象についての論理学、弁証法論理学は本質についての論理学となるが、いったいこのような現象についての科学というものが科学

として存在し得るであろうか？（篠崎(I)、5頁、参照）

篠崎氏はここから、「論理法則は正しい思惟の条件であり、それにしたがってのみ、思惟が正当であるといわれるという意味で、思惟にさきだつものであり、それゆえに a priori なものといわれるのである」（同上、78頁）として、先に近藤氏が紹介したバッセングと同様の主張を行っている。

以上の篠崎氏の議論において、ソ連の総括論文の問題点や形式論理学の性格などはより明瞭になったと言えるであろう。しかしながら、そこからいきなり「論理反映説」に「論理アプリアリ説」が対置されて、形式論理学の客観的根拠を実在的なものに求めてゆくことが否定されてしまうのである。そもそも、論理法則は人間の思考にとってアプリアリであるという議論は、人間が論理法則をもって思考するという事実を述べた現象論にすぎないか、あるいはその事実を客観的な根拠から明らかにする探求を否定してしまう不可知論か、あるいは論理法則の根拠は思考自身にあるという観念論か、のいずれかの主張であろう。篠崎氏の場合、論理法則についての反映論が否定されて、現象論ないし不可知論の傾向が強く出ていなければならないであろう。

(2) 形式論理学の客観的根拠の探求

以上のように、ソ連の総括論文への批判を経ながら、形式論理学の対象とは何か、その客観的根拠は何か、さらに形式論理学と弁証法との関係をどうとらえるかについて、論争が続けられた。

中村秀吉氏は、「形式論理学の対象と弁証法」において、主に分析哲学者の論理学研究によりながら、形式論理学の法則とは言語使用の規則であるという主張を展開している。

中村氏はまず、「矛盾律や排中律は経験法則とは違っていかなる場合でも成立していることが確実で、まだ検証のすんでいない事態についても、この法則の妥当性をわれわれは疑わない」（中村(4)、37頁）という。たとえば矛盾律については、アリストテレスの定式においても「同時に」「同じ関係において」という言葉があるように、「現実にはあられる場所が違えば意味が多少とも変る名辭や命題の意味、指示対象を、固定したものとして扱うことによって矛

盾律を貫通せしめた」（同上、38頁）としている。そこから、「しからは、名辞や命題の意味、指示対象の固定によってどうして論理法則が無条件に成立することになるのだろうか。結論から先にいえば、論理法則、論理形式は思考の表現としての言語のきわめて一般的な使用規則だということによるのである」（同上）と主張している。ここから同一律についても、「同一律とは名辞であれ、命題であれ一般に言表の意味および指示対象の同一性（指示対象の属性の不変性ではない）を主張するもので、形式論理学が成りたつための根本前提であり、むしろ一般に記号体系が記号体系としての役割を果たすために必須の条件である」（同上、40頁）とされる。

中村氏はさらに、論理法則が言語の一般的な使用規則として成立していることを次のように述べている。「あきらかに各自然言語は自然的、歴史的に形成されたものであるから、これを支配する規則はその根本において何ら自然法則や社会法則と選ぶところはなく、やはり実証的に抽出される」（同上、41頁）。しかしわれわれがその言語を使う立場になると、「その規則はまさにかかるものとして固定され、前提されたものであるという意味で絶対性をもつ。なるほど言語規則は変るであろう。……しかし、その人がまさにかくかくの規則を自分の言語使用規則として使うかぎり、それは規則としての絶対性を持ち、その妥当性、真偽は疑われるべくもない」（同上）。このように、論理法則の確実性は言語使用の規則がもつ性格からとらえられる。そして、「論理法則は、……われわれの言語を抽象化、単純化したものの規則である」（同上、43頁）が、「このような抽象化、単純化は、言語の構造ばかりでなく、認識に対する洞察が働いて始めて可能になる」（同上）として、論理常項や量限定詞などが、認識の構造と結びついた言語の一般的な使用規則として成立することを論じている。

また、論理学の反映論的基礎づけについては次のように述べられている。

「形式論理が言語の一般的な規則だということは、論理学の反映論的基礎づけに新しい照明をあたえる。論理法則はいままでソヴェトや東独の多くの学者が主張したように、客観的現実のある種の構造の直接的反映ではなく、客観的現実を捉える認識のいわば枠の構造を示すものである。……一般にいて、形式論理学が客観的世界を反映しているということはそれが、客観的世界の認識に

成功的に使用できたし、将来もできるということを唯物論的に表現したにすぎないのではないだろうか」（同上、45～46頁）。

以上のような中村氏の議論は、形式論理学の法則がもつ普遍妥当性を言語の使用規則という側面から明らかにし、またその客観的根拠を言語を媒介として探求する道を開くものである。しかしながら、形式論理学が言語を使う人間の思考のあり方と密接な関係をもつことは明らかであるとしても、やはりその根拠は実在そのものの構造に求められるべきではないだろうか。その点で、形式論理学が客観的世界を反映しているということは、単にそれが世界の認識にある程度成功していることの単なる「唯物論的表現」の問題ではなく、世界の構造そのものを論理法則として写し取っているという意味でなければならないであろう。この点でのまさに唯物論的探求が進められなければならないのである。

ところで、中村氏は、形式論理学と弁証法との関係について、次のような提起を行っている。

「……弁証法論理と形式論理との関係はどのようなものであろうか。現在、ソヴェトでも我国のマルクス主義者の間でも、形式論理と弁証法論理とは両立することが一般に認められているが、ただこれだけでは弁証法論理が同一律や矛盾律の批判を一つの契機にしていることの説明がつかなくなる。ある観点からみると、矛盾律に抵触するような局面をどこにでも読みとるのでなければ、何も弁証法論理などという形式論理に対立して語られるものを必要とはしないはずである。……古典的事例でいうなら、古典物理学からマイケルソン=モーレーによる光速度の測定をへて、アインシュタインの相対論へと進む道を、理論の弁証法的発展の典型としてみるなら、光の古典理論と光測定実験とを物理学の一つの認識段階として統一的にとらえるとき、これはあきらかに矛盾律を犯している。むしろ矛盾律を犯しているからこそ、矛盾律を回復せよとの熾烈な要求によって新しい観点へ移れ、新しい理論が形成されるのである。いかなる認識も人間の一つの段階的認識である以上矛盾をはらみうるわけであり、またこれによって認識が発展するというのが弁証法論理の基本的立場ではないだろうか」（同上、47～48頁）。

これは、認識の発展過程における矛盾の意義についての適確な指摘であると

いえる。しかしながら、弁証法論理の基本的立場は、認識の弁証法的発展の解明だけにはとどまらない。むしろそれは客観的現実も人間認識も含めてた発展の構造の解明にある。その際、客観的現実の発展の原動力となる矛盾は、人間認識の発展の原動力となる矛盾と同様に、矛盾律を犯す局面がありうるのかどうか、論争の焦点なのである。この問題は50年代論争の第二の論点になるので、後に改めて論じることしたい。

さて、50年代の論理学論争も終盤に近づくにつれ、問題点がより鮮明になってきた。この時点で田辺振太郎氏は「形式論理学と弁証法論理学ならびに認識論との関係について」という論文を発表し、その表題が示すように、レーニンの『哲学ノート』に立ち返って弁証法、論理学、認識論の関係について論じるとともに、50年代論争における主要な論点について立ち入った議論を行っている。その中で、まず形式論理学の客観的根拠の問題にかかわる議論を見ておこう。

田辺氏は、「形式論理の法則の本質とその物質的根源」を考えるにあたって、まずソ連の総括論文を次のように批判する。

「総括論文の誤りの核心をなすものは、『事物そのもの、事象そのもの、に相対的な不変性が存在し、客観的实在のこの側面は論理諸法則（同一律、矛盾律その他の法則）のうちに反映されている』……というテーゼの後半である。もしこのテーゼの語る通りであるなら、形式論理の諸法則は認識対象のもつ変化性の如何によって適用されるべきものとなり、認識対象の何たるかに関係なく思考操作の中で絶対的無条件的に守られるべきものとはならないはずであるが、これは事実と合わない。……実は、実在世界の中の相対的不変性は、形式論理法則の原像ではなくて、形而上学的世界観の原像なのである」（田辺18）、88頁、傍点、傍線とも原文—以下同様）。

次に田辺氏は、現実の矛盾は論理的矛盾を犯すものではないとする松村一人氏を批判し、また運動の矛盾も無矛盾律に抵触すると主張し（これらの論点は後に検討する）、矛盾律について次のように述べている。

「こうして無矛盾律は、仮にこれを自然（広義）法則として適用してみると、対象世界で成立しないことが明らかである以上、それは対象世界を律する

積極性のないものとするのほかなく、従ってそこに属するものではなく、言語・思考の領域に属するものとするほかはない。そして、この所属領域の違いという意味においてこそ、無矛盾律の矛盾、形式論理の矛盾、と運動の矛盾、弁証法の矛盾とは区別されるべきである」（同上、92頁）。しかし、「形式論理の矛盾と実在の運動の矛盾という互にその所属領域を異にし、その本性を異にする二種の矛盾が共にその一方〔形式論理〕の法則と照合し得るといふいささか奇異な感じを与える事態は全く実在の本質の規定が互に不可分な対〔現実のAと非Aの矛盾〕をなしていたばかりにたまたま二分法の規定付け〔矛盾律のAと非A〕に乗せ得る、ということ、この両者の矛盾そのものにとっては、少くとも直接には、一種の外的な一致、によるものである」（同上、92～93頁）。

この議論は、田辺氏が現実の弁証法的矛盾は矛盾律を破ると考えるために、そのことと思考法則としての矛盾律の普遍妥当性とを両立させるためになされている、いささか無理な議論であると思われる。しかし、田辺氏が矛盾律や同一律の客観的根拠について論じている次の議論は十分注目してよいものであろう。

「それにしても、思考操作における二分法の方式〔矛盾律〕が一定の認識機能をもつということは、物事の規定が確定した内容をもっているという客観的な法則性に裏づけられてのことである。それは、物事は様々に変化し運動するにもかかわらず、その変化の仕方、運動の形態、には仕方そのものとしての、形態そのものとしての、不変性がある、という事実を支えられている。これは変化するものと同じ次元で比較される相対的不変性といったものではなく、諸規定が規定としてもつところのその内容の絶対的な不変性である。規定Aそのものの内容は何時でも何処でも、それがどんなに激しい運動に関していても、Aであって非Aではない、という意味で諸規定そのものには同一律が成り立っている。この意味の同一律は思考の領域にもあるが、それは言語化における記号形成の条件としての同一律とも異なり、また物質世界のものの反映でもなく、両世界に亘って物事の自分自身のうちに内在する普遍的な構造特質の一つである」（同上、93頁）。

ここで田辺氏は、矛盾律や同一律の根拠を、運動や静止のいかんにかかわら

ず、「物事の規定が確定した内容をもっているという客観的な法則性」に見ているのである。

田辺氏はさらに、同一律や矛盾律の形成過程に立ち入って、次のように論じてゆく。

「まず同一律は前節で述べた〔上の引用文〕規定内容の確定性のほかに、中村〔秀吉〕氏が正しく指摘された通り、信号なるものの本質からくるものがあるのであって、これは伝えの道具に独特な属性であるから、言語の成立する準位ではじめて出てくるものである」（同上、97頁）。

次に矛盾律については、「無矛盾律はこれと異なり、言語以前のものにまで根源をたずねることができるように思われる」として、言語の発生において、伝えの機能をも同時に担っていた手足身体の活動から、発声器官の活動がしだいに分化し、それが伝えの機能を専門に担うようになったと考えられる。そして、「そういう見方で論理法則を見ていくと、無矛盾律に相当する規範は行動の準位にも見出されて、この準位では、同一個体が同時に反対の行動を行い得ない、西へ行くと同時に東に行くことはできない、という厳然たる絶対的な事実があるから、これが言語の準位に持ち込まれたものが無矛盾律と解される。行動の準位では、右のようにして無矛盾律は自動的に満たされてしまうが、言語の準位では二枚舌でも三枚舌でもお好み次第なのだから、これを言語・思考準位に応わしいやり方で統御しなければ、すなわち無矛盾律を当初は無意識的、習慣的に、後には規則として意識して、守らなければ、話の筋が保てなくなる。ここにこの法則の根深さと、その発効の絶対的な普遍性などが認められることになる」（同上）とされている。

さらに田辺氏は、以上のような形式論理学の物質的根源についての議論を踏まえて、論理法則の「正しさ」についての唯物論的理解について次のように述べている。

「思考形式の正しさ、思考の手続き、運び方の正しさ、は中村氏が示されたように、論理法則の正しさによって保障されるが、論理法則の正しさは、唯物論的認識論の立場では、これの根源となっている物質の運動の必然性の跡付けによって客観的に根拠付ける方向で検討すべきものと思う」。「正しさは規則あ

っての正しさである、とする限り正しさは規則を前提とする。しかしこれだけでは規則は当為性を与えられていない。しかし、当為性のない規則はまだ規則ではなく、空文である。規則の当為性は規則の正しさが客観性（目的の合理性までも根拠づける客観性）をもつことによって生ずる。この立場は『悪法もまた法なり』を承認しない立場に、悪法に対する反抗を正当視し、必要視する立場に、通ずるものであることはもちろんである」（同上、98頁）。

この論理法則の正しさをめぐる議論は、中村秀吉氏の「形式論理学＝言語の使用規則説」の弱点をみごとに指摘するとともに、論理法則の客観的根拠づけの意義を明らかにするものであるといえよう。

以上のように、田辺氏の議論は、同一律や矛盾律が、客観的事物（身体活動も含めて）の規定の確定性に根拠をもつととらえ、かつ、それらが言語の形成過程の中で、言語規則・思考規則として成立してくる具体的な過程をとらえようとするものである。これは、50年代の論理学論争の中で、ソ連の総括論文への批判を経て展開されてきた形式論理学の客観的根拠の問題をめぐる議論の中で、最も有力なものであると思われる。

しかしながら、田辺氏は、同一律や矛盾律が「客観的事物の規定の確定性を反映している」とは言わない。それは第一に、ソ連での総括論文が「論理反映説」として批判されてきた一連の経過があるからである。第二に、田辺氏は先にも見たように、矛盾律が客観的実在について普遍的に妥当するものとは見ず、矛盾律の成立を言語や思考のレベルに限定しているからである。しかし、ソ連の総括論文の主張だけが論理法則についての反映論であるわけではなく、田辺氏が主張する形式論理学の物質的根源についての議論そのものが、反映論の性格をもつことが明確にされ、また現実の弁証法的矛盾はけっして矛盾律を破るものではなく、矛盾律は実在の法則としても成立しており、形式論理学の矛盾律は実在の論理的無矛盾性の反映であること（これは50年代論争の第二の論争点そのものである）が明確にされることによって、形式論理学の本質についての反映論的解明がいっそう前進するものと思われる。だが、この問題は50年代の論争において残された課題である。

50年代の論争の第一の論争点について、最後に、大井正氏の議論を取りあげ

ておきたい。

大井正氏は『現代の唯物論思想』の第5章「唯物論思想の再建期における低迷」の第1節「形式論理学の評価と弁証法的論理学の創造にあらわれた低迷の諸現象」において、50年代論理学論争の一定の総括を行っている。ここでは、この論争において論じられた問題が、(1)形式論理学の諸法則にたいする唯物論的基礎づけの問題、(2)形式論理学の諸法則と弁証法的論理学における矛盾概念との関係の問題、(3)形式論理学と弁証法的論理学との関係の問題、(4)形式論理学と形而上学との関係の問題、にまとめられている。そして日本での論争が「低迷の諸現象」ととらえられ、特に(1)と(2)について、やや断定的とも思える厳しい評価が述べられている。

そのうち(1)の問題については、大井氏はむしろソ連の総括論文の「論理反映説」を擁護する立場から、論理法則を实在の反映と見ることに否定的な各論者に対して批判を加えている。大井氏は次のように言う。

「一般に論理学は、発見の『方法』である、あるいは『实在の反映をうるための手段』＝パッセンゲ＝であるといってもよい。これは形式論理学にあてはまるだけでなく、『卓越した意味で』弁証法についていえる……。それが『反映』のための『方法』＝手段＝だからとて、論理学が対象の『反映』そのものではないというのではない。1. 論理学は、形式論理学の諸法則の若干のものがアリストテレスによってつくられたのでもわかるように、まず人類の歴史——この基礎は物質である——を『反映』している。2. 論理学とその諸法則は、このように歴史的な条件をもっている。つまり『反映』していながらも、それは同時に、対象＝自然＝を『反映』するための『方法』として有効である。それというのも、その歴史的条件のもとでは、すでに論理学が対象＝自然＝からなんらかの本質的なものを獲得＝『反映』＝しているからなのである」（大井（V）、216頁）。

大井氏のこの議論において、实在の反映の方法・手段としての論理学自身が实在の反映であり、また論理学が实在の反映の方法・手段となりうるのはそれ自身が实在の反映だからである、という主張は重要である。この点は、確かに50年代の論争における各論者の弱点を突いたものといえるであろう。しかしな

がら、大井氏が主張する「反映」の内容は、具体性を欠いているために十分な説得力をもちえていないと思われる。そもそも「論理学が人類の歴史を反映している」というのはいったいどういう意味であろうか。この表現はあまりにも抽象的で漠然としすぎると言わなければならない。また「論理学が対象からすでに獲得・反映している」ところの「なんらかの本質的なもの」とはいったい何なのか。この肝心のことを明らかにしない限り、形式論理学の客観的根拠の解明の議論は一步も前進しないのである。その点で、日本の50年代論争における各論者の主張には弱点はあったとしても、そこで探求されてきた内容をもっと慎重に受けとめるべきではないだろうか。

ともかくこのようにして、50年代の論争における第一の論点は、一方では、ソ連の総括論文を「論理反映説」として批判し、形式論理学の客観的根拠についてそれぞれの仕方で追求を行った論者と、他方では、反映論をあくまで擁護しながら、その内実はソ連の総括論文の主張とほとんど変わらない論者との間で、見解の一致を見ないまま、論争が終結してしまった。そしてこの見解の対立は70年代の矛盾論争へと引き継がれてゆくことになるのである。

注

(1) 日本における50年代の論理学論争を総括した論文、ないしそれを含む著作には次のものがある。

- ① 大井正『現代の唯物論思想』青木書店、1959年
- ② 岩崎允胤『現代唯物論とその歴史的伝統』北海道大学図書刊行会、1973年
- ③ 仲本章夫「論理学論争について」、東京唯物論研究会編『戦後思想の再検討 人間と文化篇』白石書店、1986年

以上のうち、①は50年代論争そのものにかかわるものとして本稿でも取りあげることにする。

②では論争が簡潔に要約されていて論点をつかむうえで参考になる。

③は70年代の矛盾論争に参加した論者による、ごく最近の論文である。しかし、50年代論争をどう総括するか、また70年代論争との関係をどのようにとらえるか、等について、私は多くの点で仲本氏と意見を異にする。また、この論文は比較的長い論文でありながら、日本での論争で問題になった重要な議論をいくつか欠落させていると思われる。実際、どの論点を重視して取りあげるかということ自体が、その論者の立場を示すものである。その点からも、あえて私なりの論争の総括を試みるしだいである。

戦後日本における論理学論争（上）（牧野）

- (2) 岩崎允胤・宮原将平『科学的認識の理論』第IV章「科学的認識と思惟の論理」、大月書店、1976年、参照。

付 記

本稿は、大阪経済法科大学の1988年度研究補助金による研究成果の一部である。

